

# 姫路市駐車施設附置条例の概要

徒歩と公共交通を中心とした  
快適なまちづくりのために



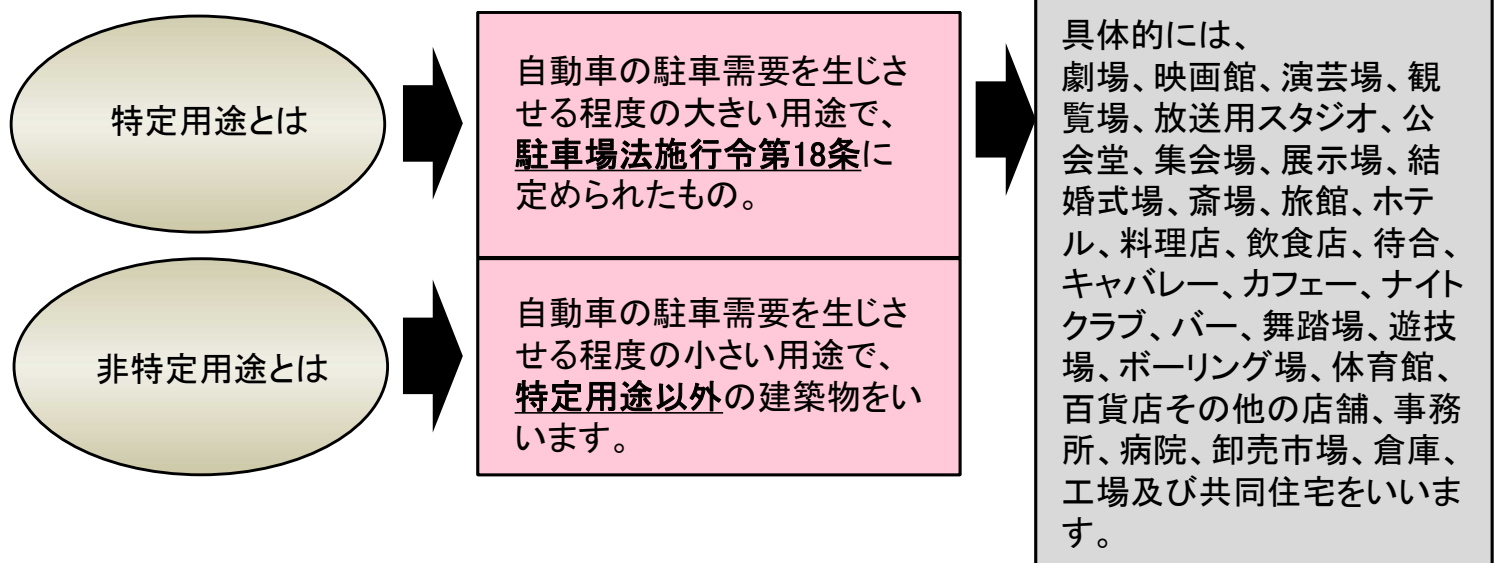
令和8年度 改定

# 姫路市駐車施設附置条例とは

駐車施設附置条例とは、駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づき、駐車需要が高い商業地域、近隣商業地域、駐車場整備地区において路上駐車等を防止し、交通の円滑化を図るため、一定規模以上の建築物を新築・増築・用途変更する場合に駐車場の設置を義務付ける条例です。

姫路市では、昭和48年に『姫路市駐車施設附置条例』を制定、平成29年度には、「自動車を抑制し、徒歩と公共交通を中心として快適に動けるまちづくり」を目指すため、改正しています。

## 特定用途・非特定用途について



## 駐車施設が義務付けられる建築物とは

### (1) 対象地区

商業地域、近隣商業地域、駐車場整備地区

### (2) 対象規模 **※姫路市では、共同住宅は非特定用途と同じ対象規模とします**

次の①から③のいずれかに該当する建築物を新築・増築・用途変更する場合

①特定用途(共同住宅を除く)の床面積 > 1,000㎡

②非特定用途・共同住宅の床面積 > 2,000㎡

③特定用途(共同住宅を除く)に供する部分の床面積 + 非特定用途・共同住宅に供する部分の床面積 × 0.5 > 1,000㎡

本条例における「床面積」は、駐車施設及び駐輪施設に供する部分の面積を除きます。また、観覧場にあつては、屋外観覧席に供する部分の面積を含みます。

# どのくらいの駐車施設が 必要なのでしょう

特定用途(共同住宅を除く)に供する部分は150㎡につき1台、非特定用途・共同住宅に供する部分は200㎡につき1台必要です。ただし、床面積が6,000㎡に満たない建築物については、緩和措置があります。特定用途(共同住宅を除く)又は非特定用途・共同住宅だけの建築物の場合、下記換算表のようになります。

特定用途(共同住宅を除く) (6,000㎡までは125㎡に1台)				非特定用途・共同住宅(6,000㎡までは133.33㎡に1台)			
床面積 (㎡)	附置義務 台数 (台)	床面積 (㎡)	附置義務 台数 (台)	床面積 (㎡)	附置義務 台数 (台)	床面積 (㎡)	附置義務 台数 (台)
1,001～1,125	1	3,626～3,750	22	2,001～2,133.3	1	4,801～4,933.3	22
1,126～1,250	2	3,751～3,875	23	2,133.4～2,266.6	2	4,933.4～5,066.6	23
1,251～1,375	3	3,876～4,000	24	2,266.7～2,400	3	5,066.7～5,200	24
1,376～1,500	4	4,001～4,125	25	2,401～2,533.3	4	5,201～5,333.3	25
1,501～1,625	5	4,126～4,250	26	2,533.4～2,666.6	5	5,333.4～5,466.6	26
1,626～1,750	6	4,251～4,375	27	2,666.7～2,800	6	5,466.7～5,600	27
1,751～1,875	7	4,376～4,500	28	2,801～2,933.3	7	5,601～5,733.3	28
1,876～2,000	8	4,501～4,625	29	2,933.4～3,066.6	8	5,733.4～5,866.6	29
2,001～2,125	9	4,626～4,750	30	3,066.7～3,200	9	5,866.7～6,000	30
2,126～2,250	10	4,751～4,875	31	3,201～3,333.3	10	以降 200㎡につき1台	
2,251～2,375	11	4,876～5,000	32	3,333.4～3,466.6	11		
2,376～2,500	12	5,001～5,125	33	3,466.7～3,600	12		
2,501～2,625	13	5,126～5,250	34	3,601～3,733.3	13		
2,626～2,750	14	5,251～5,375	35	3,733.4～3,866.6	14		
2,751～2,875	15	5,376～5,500	36	3,866.7～4,000	15		
2,876～3,000	16	5,501～5,625	37	4,001～4,133.3	16		
3,001～3,125	17	5,626～5,750	38	4,133.4～4,266.6	17		
3,126～3,250	18	5,751～5,875	39	4,266.7～4,400	18		
3,251～3,375	19	5,876～6,000	40	4,401～4,533.3	19		
3,376～3,500	20	以降 150㎡につき1台		4,533.4～4,666.6	20		
3,501～3,625	21			4,666.7～4,800	21		

※複合用途の建築物の場合は、換算表では算出できません。建築指導課のホームページに掲載している計算書を用いて算出してください。

# このような場合には特例があります

## 【特例1】

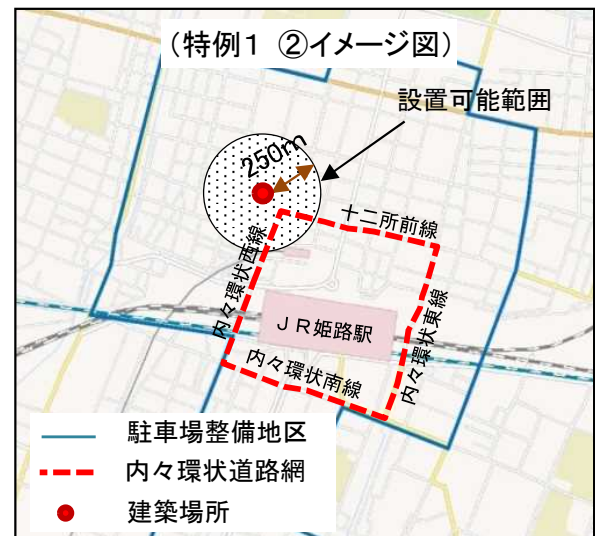
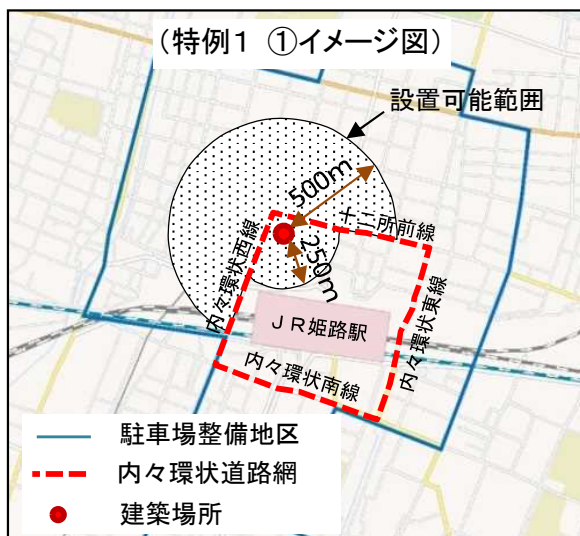
建築物の構造、敷地の規模、周囲の状況等から判断して、建築敷地又は建築物内に駐車施設を設置できない場合、以下の区分に応じて、それぞれに掲げる場所に駐車施設を設けたときは附置したものとみなします。この場合、あらかじめ市長の承認が必要となります。

①内々環状道路網の区域内に建築物がある場合(下図左破線枠内)

(a) 内々環状道路網の区域内に駐車施設を設けるときは建築物の敷地からおおむね250m以内の場所

(b) 内々環状道路網の区域外に駐車施設を設けるときは建築物の敷地からおおむね500m以内の場所

②内々環状道路網の区域外に建築物がある場合、建築物の敷地からおおむね250m以内の場所(下図右破線枠外、商業地域・近隣商業地域も同じ)



## 【特例2】

次の建築物は駐車施設を設置する必要はありません。

- (1) 建築基準法第85条に規定する仮設建築物
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)

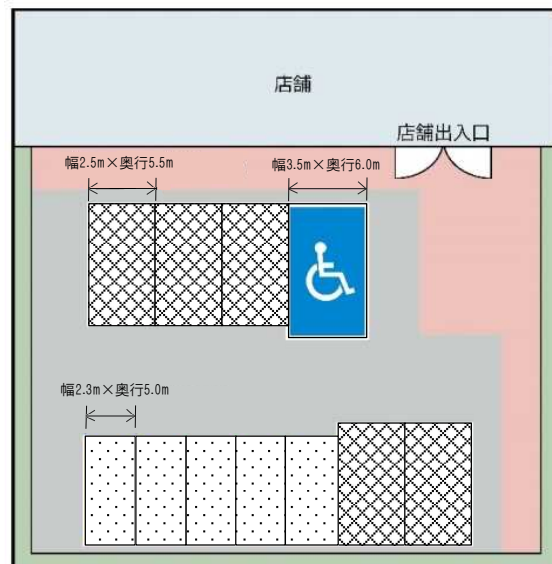
## 【特例3】

事務所の用途に供する部分の床面積が10,000㎡を超える建築物については、逡減率を乗じた面積を床面積とみなして、駐車施設の台数を算出します。

事務所の用途に供する床面積	逡減率
10,000㎡を超え～50,000㎡までの部分	0.7
50,000㎡を超え～100,000㎡までの部分	0.6
100,000㎡を超える部分	0.5

# 駐車区画の大きさについて

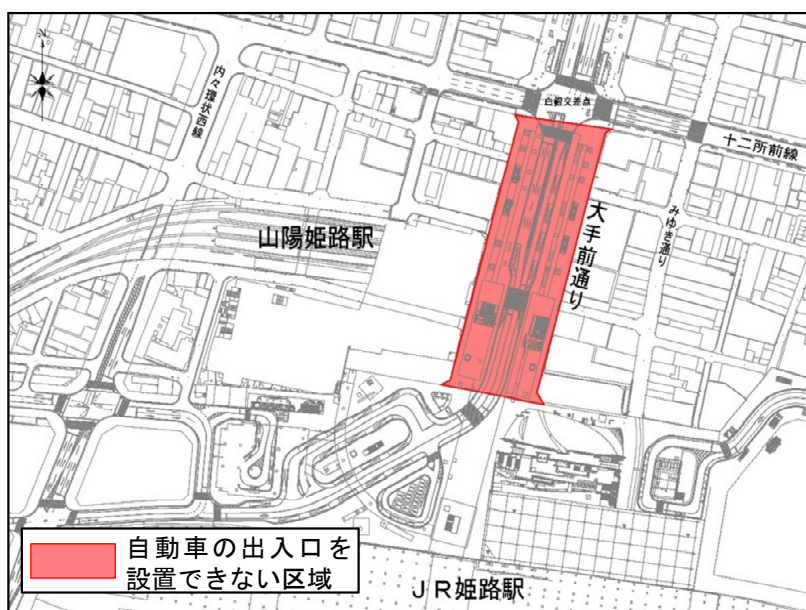
必要な駐車施設の台数のうち、5割は普通車用に幅2.5m以上×奥行5.5m以上(うち、最低1台は車いす利用者用に幅3.5m以上×奥行6m以上)とし、残りは小型車用に幅2.3m以上×奥行5m以上の駐車区画を確保してください。



## 自動車の出入口を設置できない区域

本市では、大手前通りの一部の区間を路線バス・タクシー以外の車両の進入を終日禁じる「トランジットモール」とし、歩行者に優しい道路空間への転換を進めています。

このため、大手前通りの一部の区間(右図)では、本条例による駐車施設の自動車の出入口を設置できない区域としています。

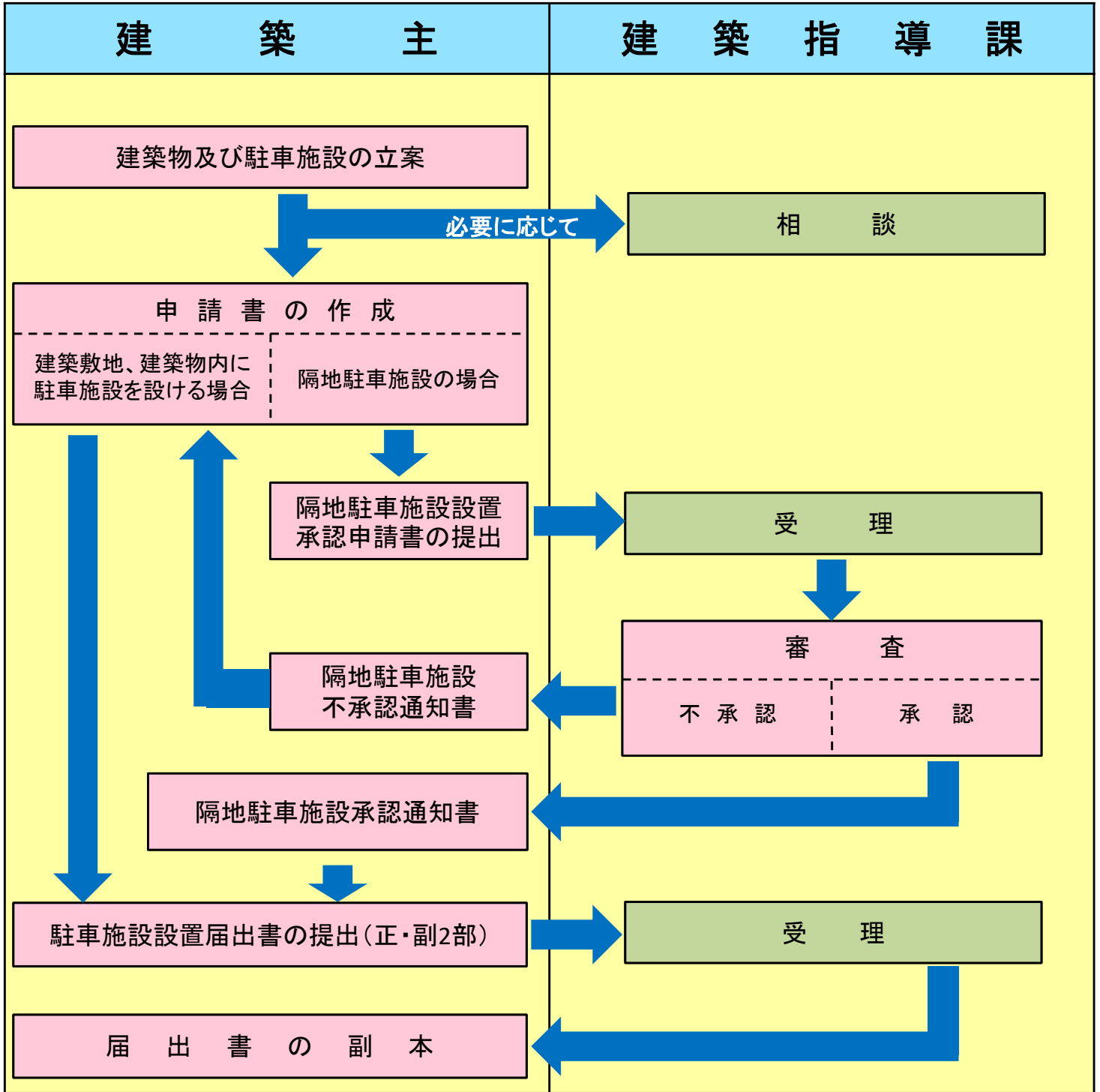


## 届出について

この条例に基づいて駐車施設を設置する場合は、建築物の確認の申請書を提出する前に届出が必要です。届出には所定の様式(建築指導課のホームページからダウンロードできます。)に図書を添付して建築指導課に提出してください。

改正後の条例は、**令和8年(2026年)4月1日**以降に工事着手するものに適用されます。

# 姫路市駐車施設附置条例届出手続き



※上記手続きは、当該建築物の確認の申請書を提出する前までに行う必要があります。

ここに掲載した内容及び詳細については、下記部署までお問い合わせください。

**姫路市役所** 建築指導課(届出の手続きに関すること)  
 都市計画課(条例に関すること)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 ☎ 079-221-2546(建築指導課)  
 079-221-2534(都市計画課)

ホームページ